

短期入所生活介護サービス
(ショートステイ)
利用契約書・重要事項説明書

社会福祉法人 そよかぜの会

ショートステイ りんごの丘

短期入所生活介護サービス 利用契約書

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、サービス利用の申し込みを受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができることを目的として短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供し、一方利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

第2条（有効期間）

1. 本契約の契約期間は本日より利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
2. 契約期間中の利用期間は「重要事項説明書」のとおりです。
3. 利用者は、利用開始予定日から3日間以上の猶予をおいて、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は契約期間中であれば、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
4. 利用者は、利用開始日の入所時間及び利用終了日の退所時間を前もって連絡するものとします。
5. 利用者は、有効期限満了日から、次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として、契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第3条（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の作成）

利用期間が4日間以上の場合、事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容）

1. 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供場所は特別養護老人ホームりんごの丘です。所在地及び設備の概要は「重要事項説明書」のとおりです。
2. 利用者が利用できるサービスの種類は「重要事項説明書」のとおりです。事業者は、「重要事項説明書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
3. 事業者は、利用者の希望や状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
4. 事業者は、「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

5. 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただしサービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為、並びに緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う事があります。この場合は、家族等へ十分な説明と共に、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に署名捺印をしていただき、記録をするものとします。
6. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に沿うようようにします。

第5条（記録）

1. 事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
2. 利用者に同居の家族がいる場合、事業者は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。
3. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の終了後5年間保管します。
4. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第3項のサービス提供記録を閲覧できます。
5. 利用者は、当該利用者に関する第3項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（サービス利用料金の支払い）

1. 利用者はサービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計金額を短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用毎に支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ通知します。
3. 利用者は、請求を受けた月の25日までに事業者が指定する方法で支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対して、領収証を発行します。

第7条（利用開始前のサービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者が、利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して「重要事項説明書」に定める計算方法により、1日分の利用料の全部または一部を請求することができます。この場合、事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから7日間以内に事業所が指定する方法で支払うものとします。

第8条（利用期間中のサービス中止）

1. 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
2. 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては「重要事項説明書」に記載

したとおりです。

3. 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第9条（料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく同意書を作成し、互いに取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第10条（契約の終了）

1. 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、10日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者が、事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう文書にて督促したにもかかわらず、7日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ③ 利用者またはその家族から、社会通念上許容される限度を超える下記のようなハラスメント等の行為によって、相互の信頼関係が損壊し改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能になった場合。
 - 暴力又は乱暴な言動、無理な要求
 - ・物を投げつける ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
 - ・怒鳴る、奇声、大声を発する ・対象範囲外のサービスの強要 など
 - セクシュアルハラスメント
 - ・介護従事者の体を触る ・腕を引っ張り抱きしめる ・性的な話し卑猥な言動をする など
 - その他
 - ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く ・ストーカー行為 など
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。

第11条（秘密の保持）

1. 事業者及び従業者は、介護保険施設サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。また退職した職員も同様とします。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、利用者及び家族等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及び家族等の個人情報を用いません。
3. 第2項に定める文書による同意は、本契約書の締結をもって同意したものとみなします。

第12条（賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき理由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 利用者へのサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 利用者が、事業者もしくは従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（緊急時の対応）

事業者が、現に短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者及びご家族からの相談・苦情等に対して、迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定められていない事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上の契約の証として、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	事業所名	社会福祉法人 そよかぜの会 ショートステイ りんごの丘
	所在地	〒812-0874 福岡市博多区光丘町 1-2-41
	管理者	施設長 吉尾 幸治
利用者	氏名	印 ※本人自署の場合押印不要
	住所	〒
身元引受人	氏名	
	住所	〒
	利用者との関係	

短期入所生活介護サービス 重要事項説明書

＜令和4年10月1日現在＞

1. 当施設が提供する相談窓口

電話 092-502-7901（午前9時～午後6時まで）

F A X 092-502-7902

担当者 ユニットリーダー・生活相談員

2. ショートステイ りんごの丘の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所の名称	ショートステイ りんごの丘
所在地	福岡市博多区光丘町1丁目2番41号
介護保険事業の種類・指定番号	指定短期入所生活介護事業（福岡市第4070904315号）
指定年月日・更新年月日	平成28年5月1日

(2) 事業所の職員体制（特別養護老人ホーム分含む）

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計(常勤換算)
施設長（管理者）	施設長資格	1名		施設業務の統括	1名
事務職員		2名	1名	庶務及び会計事務	3名(2.7)
介護職員	介護福祉士等	24名	13名	ご利用者の日々の介助・支援	37名(27.6)
生活相談員	社会福祉士等	1名		ご利用者の生活相談・サービス企画	1名
看護職員	看護師等	3名	1名	診療補助、健康管理	3名
機能訓練指導員	准看護師		1名	機能改善、減退防止の指導・訓練	0.1名
医師（嘱託医）	医師		2名	診療、健康管理相談	0.07名
管理栄養士	管理栄養士	1名		食事業務全般、栄養指導	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名	1名	施設サービス計画の作成他	1名

(3) 設備の概要

○定員 併設型 5名 空床型（特別養護老人ホームの空床分）

定員	5名（1ユニット）	医務室	1室（1F）
居室 全個室	5室（10.65㎡）	リビング	各ユニット（110㎡）
	WC含む（14.55㎡）	地域交流スペース	1室（1F）
浴室	各ユニットに1室	特別避難階段	2ヶ所
	機械浴1室（1F）	エレベーター	6人乗り1機、寝台1機
相談室	2室（1F）	オストメイト対応トイレ	1室（1F）

(4) サービスの内容等

ア) 基本サービス

① 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

② 食事

ご利用者の身体状況に応じて刻み食等の食事形態にて提供します
食事時間の目安 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

③ 入浴

1週間に2回以上、入浴または清拭を行います。ただし、利用者の傷病や寝たきり等で座位の取れない方は、特殊浴槽を使用しての入浴も可能です。

④ 介護

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画に従って、次の介護を行います。着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動等付き添い等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関する事等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとります。
必要に応じ、健康状態を把握するため、医療機関へ受診いただく場合があります。利用期間中医療機関への受診する場合は、原則として家族等にて付き添い及び送迎をお願いします。

⑧ 入所及び退所時刻

利用開始日の入所時刻及び利用終了日の退所時刻は、午前9時～午後6時の間とします。

3. その他のサービス

① 送迎

利用者の心身の状態、家族等の事情から必要な場合は、ご自宅との送迎を行います。
月～土曜日の予約制で、送迎時間は午前9時30分から16時30分の間とします。

② 理容

毎月、訪問理容師による事業所内での理容を理容することができます。事前予約をお願いします

③ レクリエーション

年間を通して、外出や事業所内外の交流会等の行事を行います。

4. 利用料金

(1) サービスの利用料金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービスを利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事及び滞在費に係る標準自己負担額の合計をお支払いいただきます。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。下記に記載している介護保険料自己負担額は1割負担の方の料金です。2割負担の方は介護保険料自己負担額が下記の約2倍になります）

①基本料金（1日当たりの自己負担額）

要介護度区分	短期入所 生活介護費	食費 (400・600・600)	滞在費	合計
要支援1	558円	1,600円	2,066円	4,224円
要支援2	692円			4,358円
要介護1	742円			4,408円
要介護2	814円			4,480円
要介護3	893円			4,559円
要介護4	968円			4,634円
要介護5	1,041円			4,707円

※介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方は、記載されている食費・滞在費の額とします。

※所定単位には地域区分（×1.055）が加算されています。

②加算料金等

上記の他に、各ご利用者のサービス内容によって下記の加算が必要になる場合があります。

機能訓練体制加算	12円/日
個別機能訓練加算	56円/日
看護体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	（Ⅰ）4円/日（Ⅱ）8円/日
医療連携強化加算	58円/日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18円/日
若年性認知症利用者受入加算	120円/日
緊急短期入所受入加算	90円/日
療養食加算	8円/食
在宅中重度者受入加算	425円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・（Ⅰ）ロ	（Ⅰ）イ 18円/日（Ⅰ）ロ 12円/日
送迎加算 [対象地域] 福岡市(博多区・南区)、春日市、大野城市	片道 184円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の 14.0%
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円/月

※所定単位には地域区分（×1.055）が加算されます。※諸加算の算定は、状況により変更することがあります。

※上記送迎対象地域外の場合は 片道別途 300円 を送迎費用として徴収します。

(2) 滞在費・食費の負担額

世帯全体が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)は、滞在費、食費の負担が軽減されます。

(日額)

対象者		区分	居住費	食費
負担軽減となる方	高齢福祉年金受給者	第1段階	880円	300円
	年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第2段階	880円	600円
	年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	第3段階①	1,370円	1,000円
	年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	第3段階②	1,370円	1,300円
上記以外の方(基準の金額)			2,066円	1,600円

(3) その他の料金

理美容費	要した費用の実費
行政手続代行費	要した費用の実費
健康管理費	要した費用の実費
持ち込んだ電気器具の電気代	電気器具1台につき 1日/30円
教養娯楽費	要した費用の実費
預かり金の出納管理に係る費用	1か月につき 1,000円
私物のクリーニング代	要した費用の実費
テレビレンタル	1日につき30円(電気代含む)
電気代(コンセント使用の機器)	1日1台につき30円

- ・レクリエーション等における材料費等、外出行事の際の特別な食事の提供等、別途実費をご請求する場合があります。

5. サービス利用の中止

①利用開始予定日以前の中止

利用開始予定日の前日午後5時までには通知することなくサービス利用の中止を申し出た場合(連絡のない場合を含む)は、1日の利用料金の50%のキャンセル料がかかります。但し、利用者の急な体調不良等やむを得ない場合は、この限りではありません。

②利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。料金は、退所日までの日数を基準に計算します。

- ・入所時、体調が悪かった場合
- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえるような行為または恐れがあった場合

6. サービス利用にあたっての留意事項

①面会

曜日、月日等の制限はありません。原則、面会時間の制限もありません。

②外出

いつでも自由にお出かけいただけますが、事前に日時をお知らせ下さい。

③飲酒、喫煙

身体状況に配慮した範囲内で飲酒いただけます。喫煙は決められた場所でお願ひします。

④設備、器具の利用

車椅子・ポータブルトイレ等については、事業所で用意しておりますが、使い慣れたものを持参いただいても構いません。

⑤所持品の持ち込み

原則として大きな家具等の持ち込みはできませんが、居室内に収納できる大きさであれば特に制限していません。

⑥事業所外での受診

利用期間中に発熱等、医師の診察を受けた方が望ましいと判断される場合は、ご家族に連絡の上、対処方法等について、ご相談申し上げます。

⑦ペット

利用者の中には抵抗力が弱っている方や苦手な方もおられます。居室内のみで対応をお願いします。

⑧事業所内での禁止事項

ご利用者及びご家族等は、事業所内で次の行為を行わないで下さい。

- ・喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること
- ・政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害することや、他人を攻撃すること
- ・指定の場所以外で、火気を用いること
- ・故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを事業所外に持ち出すこと

7. 緊急時の対応方法

利用中に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、ご家族等に速やかにご連絡致します。

緊急連絡先

	緊急連絡先 ①	緊急連絡先 ②
氏 名		
住 所		
電話番号		
携帯番号		
続 柄		

8. 非常災害対策

事業所においては非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えております。また、関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について予め防災計画を作成し、年2回防災訓練を行います。

9. サービス内容に関する相談・苦情

①事業所ご利用者相談・苦情担当

○苦情受付窓口担当 生活相談員 大池祐妃

○苦情解決責任者 施設長 吉尾幸治

電話による受付時間 随時

電話番号 092-502-7901 FAX 092-502-7902

苦情ご意見箱を受付カウンター横に設置しています。

②当事業所以外に行政機関の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

○ 福岡市内 各区の保健福祉センター福祉介護保険課 受付時間 8:45～17:15（平日）

	住所	連絡先
博多区	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-8-1	092-419-1078
中央区	〒810-8622 福岡市中央区大名 2-5-31	092-718-1145
城南区	〒814-0103 福岡市城南区鳥飼 6-1-1	092-833-4102
早良区	〒814-8501 福岡市早良区百道 2-1-1	092-833-4352
東区	〒812-0053 福岡県福岡市東区箱崎 2-54-1	092-645-1071
南区	〒815-8501 福岡市南区塩原 3-25-1	092-559-5121
西区	〒819-0005 福岡市西区内浜 1-4-1	092-895-7063

- 春日市 高齢課 介護保険担当
〒816-8501 春日市原町3-1-5
電話番号 092-584-1111 受付時間 8:30～17:00 (平日)
- 大野城市介護サービス課 地域包括支援センター
〒816-8510大野城市瓦田4-2-1 すこやか交流プラザ内
電話番号 092-501-2306 受付時間 8:30～17:00 (平日)
- 福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13-47
電話番号 092-642-7859 受付時間 9:30～17:00 (平日)
- 福岡県社会福祉協議会運営適正化委員会
電話番号 092-915-3511 受付時間 9:00～17:00

- 第三者委員
平山 清子 (那珂南校区自治協議会)
浜崎 嘉秀 (NPO 法人そよかぜ前理事長)

施設内で虐待等を発見された方は通報の義務があります。
尚、通報をされた方には不利益な取り扱いをすることはありません。

10. 当法人及び当事業所の概要

- 名称・法人種別 社会福法人 そよかぜの会
- 代表者役職・氏名 理事長 濱崎 太郎
- 本部所在地・電話番号 福岡市博多区三筑 2-9-3 電話 092-581-2100

定款の目的に定めた事業

1. 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営
2. 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の経営
3. 第二種社会福祉事業 小規模多機能型居宅介護事業の経営
4. その他これに付随する業務

施設・拠点等

- 障害福祉サービス事業、高齢者施設厨房業務 リンゴの唄
- 小規模多機能型居宅介護施設 多機能ケアホーム りんごの里
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 特別養護老人ホーム りんごの家

ショートステイりんごの丘利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項について説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者職名

個人情報に関する同意書

ショートステイ りんごの丘
管理者 吉尾 幸治

ショートステイりんごの丘が業務上又は防犯カメラ（共有スペースに設置）で知り得たご利用者並びにご家族の個人情報について、下記に記した利用目的など、正当な理由がある場合に、その情報を用いること、また、必要な情報を収集することに同意します。

<利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的>

1. 施設内部での利用目的

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営
 - ・入退所の管理
 - ・会計 経理
 - ・事故等の報告

2. 他の介護事業等への状況提供に伴う利用目的

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・他の介護事業所等との連携
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託も含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの紹介への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

<上記以外の利用目的>

1. 当施設内部の利用に係わる利用目的

- ①当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・当施設において行われる学生等の実習への協力
 - ・当施設内において行われる事例研究

2. 他の機関等への情報提供に係わる利用目的

- ①当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日

利用者 _____ (印) 代理人 _____ (続柄 _____)

※本人自筆の場合押印不要